

個別規程 IIJ DNS プラットフォームサービス

令和元年 12 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(種類)

IIJ DNS プラットフォームサービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
IIJ マネージド DNS サービス	契約者が指定するドメイン名又は IP アドレスの情報の管理単位(以下「ゾーン」といいます。)毎に、当社と契約者の間で締結するもの
親たる契約	契約者が指定する一の IIJ マネージド DNS サービスの管理単位毎に、当社と契約者の間で締結するもの

第 2 条(品目)

種類を親たる契約とする IIJ DNS プラットフォームサービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
ベーシック	管理対象となる IIJ マネージド DNS サービスの QPS 合計値の上限(以下この個別規程において「標準 QPS」といいます。)を 100QPS(別途 QPS を追加することはできません。)とし、第 8 条(品質保証)の定めが適用されないもの
プレミアム	標準 QPS を 200QPS(別途 QPS を 100QPS 単位で追加することができます。当該 QPS を以下この個別規程において「追加 QPS」といいます。)とし、第 8 条(品質保証)の定めが適用されるもの

第 3 条(最低利用期間)

IIJ DNS プラットフォームサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下この個別規程において「IIJ DNS プラットフォームサービス契約」といいます。)における最低利用期間はありません。

第 4 条(利用資格)

種類を IIJ マネージド DNS サービスとする IIJ DNS プラットフォームサービスを利用するには、契約者は、当該サービスでゾーンを管理することについて、次に掲げる者の同意を得る必要があります。

- (1) 対象ゾーンがドメイン名である場合には、当該ドメイン名の登録者
- (2) 対象ゾーンが IP アドレスである場合には、当該 IP アドレスの管理者

第 5 条(利用条件)

IIJ DNS プラットフォームサービスを利用するには、契約者は、第 1 条(種類)に定める種類毎に少なくともそれぞれ一の利用の申込を行うことが必要です。

第 6 条(機能の制限)

契約者の一定期間内の QPS 値が契約 QPS 値を超過した場合、当社が定める一定期間の間、IIJ DNS プラットフォームサービスに係る機能が制限されることがあります。

第 7 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、種類を親たる契約とする IIJ DNS プラットフォームサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目
- (2) QPS 上限数(品目をプレミアムとする IIJ DNS プラットフォームサービス契約に限ります。)
- (3) 管理対象となる IIJ マネージド DNS サービス

第 8 条(品質保証)

品目をプレミアムとする IIJ DNS プラットフォームサービスにおいては、その稼働率について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 9 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ DNS プラットフォームサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効

力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

第 10 条(料金)

契約者が、IIJ DNS プラットフォームサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ DNS プラットフォームサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 11 条(料金の減額)

品目をプレミアムとする IIJ DNS プラットフォームサービスにおいて第 8 条(品質保証)に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙 3 に定めるところにより、当該 IIJ DNS プラットフォームサービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月 15 日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

附則

令和元年 12 月 1 日施行

この契約約款は、令和元年 12 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ DNS プラットフォームサービスにおける品質保証 [第 8 条関係]

1 稼働率

(1) 保証基準

品目をプレミアムとする IIJ DNS プラットフォームサービスにおいて提供するフルサービスリゾルバ(キャッシュ DNS サーバ)からのリクエストを受け付ける DNS サーバの稼働率(当社の定める算定方法による)が 100%であること。

別紙 2 IIJ DNS プラットフォームサービスにおける料金等 [第 10 条関係]

1 初期費用

(1) IIJ マネージド DNS サービス

品目	料金
-	ゾーン追加手数料として 5,000 円

(2) 親たる契約

品目	料金
ベーシック	0 円
プレミアム	0 円

2 月額費用

(1) IIJ マネージド DNS サービス

品目	料金
-	0 円

(2) 親たる契約

品目	料金
ベーシック	管理対象となる IIJ マネージド DNS サービス 1 契約まで: 2,000 円 管理対象となる IIJ マネージド DNS サービス 2 契約以上: 追加ゾーン月額費用として IIJ マネージド DNS サービス 1 契約毎に別途 500 円
プレミアム	120,000 円 追加 QPS にあつては、追加 QPS 費用として 100QPS 毎に別途 50,000 円

備考

追加ゾーン月額費用の算定においては、日割計算式が適用されません。

別紙 3 料金の減額 [第 11 条関係]

違背が生じた該当の品目をプレミアムとする IIJ DNS プラットフォームサービス契約について、次の額を減額するものとする。

稼働率	減額率
99.5%以上 100%未満	月額費用(追加 QPS 費用を含む)の 10 分の 1
95%以上 99.5%未満	月額費用(追加 QPS 費用を含む)の 4 分の 1

95%未満

月額費用(追加 QPS 費用を含む)の全額